

瀬戸市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱

(設置)

第1条 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第4に規定する生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備に向けて、社会福祉法人、社会福祉協議会等の多様な事業主体間の定期的な情報の共有、連携の強化及び協働による資源開発等を推進するため、瀬戸市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議体の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な支援に関すること。
- (2) 目指す地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一に関すること。
- (3) 関係者間のネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の支援ニーズ及び取組の整合に関すること。
- (5) その他生活支援体制の充実及び強化に関すること。

(組織及び委員)

第3条 協議体は、次の各号に掲げる者から委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域包括支援センター関係者
- (3) 特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の生活支援等サービスを提供する事業主体の関係者
- (4) 生活支援コーディネーター
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議体を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、協議体の会議の議長となる。

3 協議体の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、協議体の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議体の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上又は会議を通じて知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議体の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、委員長が協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。